

木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程
(特定技能所属機関)

木材産業特定技能・育成就労協議会運営要領第9条の規定に基づき、木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程を次のように定める。

(入会基準)

第1条 木材産業特定技能・育成就労協議会（以下「協議会」という。）の構成員は、協議会の設置の目的を理解し、木材産業特定技能・育成就労協議会運営要領（以下「要領」という。）を遵守するとともに、協議会に対し、必要な協力を行わなければならない。

(入会申請)

第2条 木材産業分野における特定技能所属機関になろうとする者は、協議会の構成員になるため、別記様式第1号により、次に掲げる事項を記載した申請書を事務局に提出するものとする。

- 一 特定技能所属機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 二 特定技能外国人を勤務させる事業所の名称及び住所
- 三 前号の事業所で行う産業の分類（木材産業分野に該当する産業に限る。）
- 四 その他様式で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款の写し又はこれに代わる書面（当該申請をしようとする者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類）
- 二 特定技能外国人を勤務させる事業所の機械設備一覧表
- 三 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じていることが確認できる書類
- 四 その他様式で定める書類

(資格確認及び証明書の交付)

第3条 事務局は、前条の申請を受理した場合には、当該申請を行った者が協議会の構成員として適することを確認するものとする。

2 事務局は、当該申請を行った者が協議会の構成員として適することを確認した場合は、当該申請を行った者を協議会の構成員とするものとし、別記様式第2号により協議会の構成員であることの証明書を交付する。

(変更手続)

第4条 協議会の構成員は、第2条の申請に係る内容に変更が生じた場合には、別記様式第3号によりその旨を事務局に届け出なければならない。

- 2 事務局は、第2条第1項第一号又は第二号に掲げる事項の変更の届出を受理した場合は、変更後の内容に基づき、別記様式第2号により協議会の構成員であることの証明書を交付するものとする。

(証明書の再交付)

第5条 協議会の構成員は、第3条第2項及び前条第2項の証明書を失ったときは、別記様式第4号により証明書の再交付を事務局に申請することができる。

(退会手続)

第6条 協議会の構成員は、木材産業分野における特定技能所属機関でなくなり、一定期間内に再び特定技能外国人を受け入れることが予定されていない場合には、別記様式第5号により、退会する旨を事務局に届け出なければならない。

- 2 構成員が第4条の変更手続又は前項の退会手続を行わず、若しくは当該構成員と連絡がとれない場合には、事務局は当該構成員が協議会を退会したものとみなすことができる。

(除名)

第7条 協議会は、協議会の構成員となっている特定技能所属機関が次のいずれかに該当するときは、当該機関を構成員から除名することができる。

- 一 不正の手段により構成員になったとき
- 二 事業内容の変更等により、第2条第1項第二号に掲げる事業所において、木材産業分野に該当する産業を行わなくなったとき
- 三 要領第3条第2項に規定する協議会に対する協力を怠ったとき
- 四 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じなかったとき
- 五 協議会の運営を妨げる行為又は協議会の信用を失わせると認められる行為をしたとき

附 則

この規程は、令和8年6月24日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

木材産業特定技能・育成就労協議会入会申請書
（特定技能所属機関）

木材産業特定技能・育成就労協議会 事務局 殿

年 月 日

木材産業特定技能・育成就労協議会に入会したいので、木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程第2条の規定に基づき以下のとおり申請します。

1. 申請事項

特定技能所属機関 （受入企業）名称			（法人番号）
所在地	〒		
代表者 （役職・氏名）			
特定技能外国人を 勤務させる事業所	（名称）	（住所）	
事業所で行う 産業の分類	受入れ予定の特定技能外国人が従事する業務に関するものに☑をすること。 （分類は日本標準産業分類による。） <input type="checkbox"/> 小分類 121－製材業、木製品製造業 <input type="checkbox"/> 細分類 1222－合板製造業 <input type="checkbox"/> 細分類 1223－集成材製造業 <input type="checkbox"/> 細分類 1224－建築用木製組立材料製造業（プレカット） <input type="checkbox"/> 細分類 1227－銘木製造業 <input type="checkbox"/> 細分類 1228－床板製造業		
製品の種類及び 直近1年間の生産量	品目：_____ 生産量：_____ m ³ （又は トン、坪）		
特定技能外国人の 受入れ予定年月	年 月		
受入れ予定の 特定技能外国人の 国籍・地域及び人数	（国籍・地域）	（人数）	
	_____	_____ 人	
	_____	_____ 人	
支援を委託する場合の 登録支援機関の名称			
担当者氏名・連絡先	（氏名）	（電話番号）	
		（メール）	

2. 遵守事項

協議会への加入に当たり、以下の事項について遵守することを誓約します。

(内容を確認の上、☑を入れること。)

- 特定技能外国人の受入れに関する関係法令・関係規程等を遵守すること。
- 木材産業特定技能・育成就労協議会運営要領及び入会規程に同意し、遵守すること。
- 木材産業分野における特定技能外国人の受入れに関し、協議会が行う情報の提供、意見の聴取その他の活動並びに農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査、指導その他の活動に対して必要な協力を行うこと。
- 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。
- 本申請に係る内容に変更が生じた場合には、速やかに変更の届出を行うこと。
- 特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向け、協議会が定める行動規範を遵守すること。

【添付書類】(申請に必要な添付書類を確認し、☑を入れること。)

- 定款の写し又はこれに代わる書面
(各都道府県の条例等に基づき木材業者等の登録を行っている場合、その登録証の写しでも可)
- 特定技能外国人を勤務させる事業所の機械設備一覧表 (任意様式)
- 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:木材産業)事業者向け」
(令和3年2月26日林野庁)に基づく取組状況について、一般社団法人全国木材組合連合会による確認を受けたことを証する書面

別記様式第2号（第3条第2項及び第4条第2項関係）

木材産業特定技能・育成就労協議会構成員資格証明書
（特定技能所属機関）

（特定技能所属機関） 殿

木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程第3条第2項（※変更の場合は第4条第2項）の規定に基づき、下記のとおり木材産業特定技能・育成就労協議会の構成員であることを証明する。

記

- 1 協議会構成員番号

- 2 特定技能所属機関の名称・代表者・主たる事務所の所在地
名 称
代表者
所在地

- 3 特定技能外国人を勤務させる事業所の名称・住所
名 称
住 所

年 月 日

木材産業特定技能・育成就労協議会 事務局

別記様式第3号（第4条第1項関係）

木材産業特定技能・育成就労協議会構成員 変更届出書
（特定技能所属機関）

木材産業特定技能・育成就労協議会 事務局 御中

年 月 日

年 月 日付け木材産業特定技能・育成就労協議会入会申請書に係る内容に変更が生じたため、木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程第4条の規定に基づき、以下のとおり届出いたします。

届出事項（全ての事項を記載の上、変更しようとする事項について☑を入れること）

協議会構成員番号			
<input type="checkbox"/>	特定技能所属機関 （受入企業）名称		
<input type="checkbox"/>	所在地	〒	
<input type="checkbox"/>	代表者（役職・氏名）		
<input type="checkbox"/>	特定技能外国人を 勤務させる事業所	（名称）	（住所）
<input type="checkbox"/>	受入れ予定の 特定技能外国人の 国籍・地域及び人数	（国籍・地域） _____	（人数） _____人
<input type="checkbox"/>	支援を委託する場合の 登録支援機関の名称		
<input type="checkbox"/>	担当者氏名・連絡先	（氏名）	（電話番号） （メール）

別記様式第4号（第5条関係）

木材産業特定技能・育成就労協議会構成員資格証明書再発行申請書
（特定技能所属機関）

木材産業特定技能・育成就労協議会 事務局 御中

（理由） _____ のため、木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程第5条の規定に基づき、構成員資格証明書の再交付を申請します。

年 月 日

特定技能所属機関

（協議会構成員番号） _____

（住 所） _____

（名 称） _____

（代表者） _____

